

## NEWS LETTER

2019 1月号

2019年は、干支で36番目にあたる「己亥(つちのとい)」の年。十二支(じゅうにし)では無病息災を願う動物「亥(いのしし)」の年にあたるものの、災害や事件が多い年といわれているそうです。

働き方改革関連法の施行や消費増税等、皆さまの事業に直結する大きな変化が続きますが、本年がよい年になりますよう、ご祈念致します。

掲載内容に関しましてご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問合せ下さい。

〒856-0828 長崎県大村市杭出津三丁目395番地7  
司法書士・土地家屋調査士・行政書士平野旅人総合事務所

代表 平野 旅人

電話0957-46-6133 FAX0957-46-6134

メール:nrn14982@nifty.com

# ●相続法改正

昨年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)が成立し、7月13日に公布されました。

今回は、高齢化社会の進展等に対応するため、配偶者居住権の新設を始め、自筆証書遺言の方式緩和など、相続関係法につき、多岐にわたり項目が改正されます。

この改正法、施行日が段階的に設定されています。

①改正法は、原則として、2019年7月1日施行

②ただし、自筆証書遺言の方式緩和については、2019年1月13日施行

③配偶者の居住権を保護するための方策については、2020年4月1日施行となっています。

④法務局における自筆証書遺言の保管制度(法務局における遺言書の保管等に関する法律)、については、2020年7月10日施行となっています。

今回の改正の主な内容は次のとおりです。

## 第1 配偶者の居住権を保護するための方策

- 1 配偶者短期居住権の新設
- 2 配偶者居住権の新設

## 第2 遺産分割等に関する見直し

- 1 配偶者保護のための方策(持戻し免除の意思表示推定規定)
- 2 仮払い制度等の創設・要件明確化
- 3 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲

## 第3 遺言制度に関する見直し

- 1 自筆証書遺言の方式緩和
- 2 遺言執行者の権限の明確化
- 3 公的機関(法務局)における自筆証書遺言の保管制度の創設

## 第4 遺留分制度に関する見直し

## 第5 相続の効力等に関する見直し

## 第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

それでは、すでに施行された自筆証書遺言の方式緩和については、次にご説明します。

# ● 自筆証書遺言の方式緩和

これまで自筆証書遺言を作成するには、遺言者自らが「全文」を自書しなければならず、代筆やパソコン等でタイプしたものを印刷した文書では有効にならないため、例えば相続財産に含まれる不動産の所在地や、預貯金口座の口座番号等の情報も含めて、遺言者が手書きで記載しなければなりませんでした。

しかし、これらの財産の特定に関する事項については、細かい記載事項も多いため、高齢者の方には作成の負担が大きいばかりか記載のミスも起こりやすい制度となっていました。

そこで、民法968条2項は、以下のように改正され本年1月13日施行されています。

「前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。」

つまり、不動産や預貯金口座等の相続財産を特定するための「目録」については、自書の代わりに、目録の全頁に署名・押印することで要件をみたすこととなりました。これにより、例えば、不動産については登記事項証明書を、預貯金口座については通帳のコピーを別紙として添付して、全頁に署名・押印をすることで、より正確な遺言を作成することが可能となります。

ただし、この「目録」を修正したりする場合には、自書、さらに押印による修正をしなければならない点には注意が必要です。

また、施行日前に作成された自筆証書遺言には、上記の規定は適用されませんので(改正法附則6条)、このような自筆証書遺言が有効となるのは、あくまで改正法が施行された後に限られる点にも、注意が必要です。

施行日以前自筆証書遺言を作成されていた方は、これを機に再度、作成することもご検討されてはいかがでしょうか。

しかし、私見になりますが、自筆証書遺言において、細かく財産を列挙するケースはあまり多くはないように感じます。「全ての財産を妻に相続させる」等の網羅的に記載するケースが多いのではないのでしょうか。この場合は、もう一つの法務局での自筆証書遺言保管制度が有効な制度ではないのでしょうか。



# ● 自筆証書遺言の保管制度

自筆証書遺言は、そのほとんどが遺言者の自宅の引き出しの奥や金庫等で保管されているため、作成後に近親者等によって偽造されたり紛失されてしまったりすることがあり、また、それらの可能性をめぐって相続人間で紛争を引き起こしてしまうことがよくあります。

このような、自筆証書遺言の保管に関するトラブルを防止するため、新たに「法務局における遺言書の保管等に関する法律」を制定することとなり、自筆証書遺言を、法務局に保管する制度を設けることとなりました。

なお、この法律の施行日は2020年7月10日です。

保管を行うためには、遺言者自身が法務局に自筆証書遺言の原本を持参し、一定の手数料を支払った上で、保管申請をします。

法務局が保管を行うこととなった場合には、原本を保管するとともに画像情報化して保存がされます。

そして、相続が開始した後、相続人・受遺者・遺言執行者は、法務局に対して、遺言書の閲覧や、遺言書の画像情報等の証明書の交付を請求することができます。また、相続人等のいずれかがその手続をした場合には、法務局からその他の相続人に対し遺言書を保管していることが通知され、遺言書の存在が明らかになります。

そして、ここが大きなメリットだと思いますが、通常の自筆証書遺言では、相続開始後、家庭裁判所で「検認」と呼ばれる手続を受けなければなりません。この制度を用いた場合、検認手続が不要になります。

この制度を利用することにより、自筆証書遺言の保管に関するトラブルは相当防止することができるようになるでしょうから、自筆証書遺言を作成する場合には、積極的に利用を検討することになると思われます。

ただ、これにより公正証書遺言の重要性が薄れることはないと思います。

この制度では、法務局は、自筆証書遺言につき、あくまで保管をするために必要な範囲では、確認をしますが、その遺言の内容面について審査や確認をしてくれるわけではないからです。

また、公正証書遺言では、証人2人が必要となりますし、本人の遺言意思を確認のうえ作成を行います。私見ですが、そのような対比から、やはり、まずは公正証書遺言をお勧めすることになるのではないのでしょうか。



9212542664

# ● ミニ情報

## 所有権登記名義人変更登記について

不動産の所有権の移転や抵当権の設定に当り、登記事項証明書に記載されている所有者の住所や氏名に変更がある場合は、事前に住所や氏名を現在のものに変更する登記が必要です。

登記事項証明書の住所、氏名と印鑑証明書の住所、氏名が異なる場合は、基本的には変更登記が必要となります。ただし、完全には一致しなくても、変更登記を行わなくてもよい場合があります。例え、転居を伴わない場合で町名のみが変わり、番地が一緒の場合です。

A町1番地がB町1番地に変わった場合は、住所変更登記は不要です。一方、転居してなくてもA町1番地 が B町1番地1 というように番地が異なる場合は、住所変更登記が必要になります。どちらも、転居していませんが、違いがありますのでご注意ください。

## 債権譲渡登記について

法人が事業用資金を借り入れる場合には、万が一返済不能となったときの担保として、所有不動産に(根)抵当権を設定する取引慣行が一般的です。

しかし、担保価値のある不動産を所有していない法人については、この方法で資金需要を満たすことができず、事業拡大のための投資ができないことが懸念されます。

そこで、取引先への売掛金債権などを、不動産以外の財産を担保する借入として、債権譲渡登記を用いる方法があります。この担保に差し入れる債権については、登記の段階において発生している必要はありません。将来発生するものを担保に入れることも可能です。例えば、A社から継続的に請負契約の発注を受けるB社が、このA社に対し将来発生する請負債権を担保に入れることもできますし、A社等と決まった会社を特定することもなく、単に不特定の発注者に将来発生する請負債権等という債権も担保設定が可能です。



## ● コラム?...

先月から今月にかけて、結構、映画を見ました。

先月末は、評判になっています「ボヘミアン・ラブソディ」を遅ればせながら見てきました。クイーンのファンという訳ではありませんが、あの歌詞は痺れました。

今月に入って、「クリード」の1, 2が一日限り、同時上映でしたので、見てきました。

歳を取ったロッキー役のシルベスタースタローンに哀愁を感じました。

ただ、ロッキー世代の私としては、あの若き頃のロッキーとあの音楽の方がいいなあという感想です^^



いよいよ新年が始まりました！

新たな気持ちで頑張ります。

ご不明な点は、お気軽にお尋ね下さい。





# ● 事務所紹介

## 事務所の概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

〔平野旅人総合事務所〕

(司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士、海事代理士)

住所:長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL:0957-46-6133 FAX:0957-46-6134

フリーダイヤル:0120-786-712 メール:nrn14982@nifty.com

## 主な取扱業務

- ①不動産の売買による所有権移転登記
- ②不動産への住宅ローン等の担保権設定登記
- ③不動産の贈与、その他の原因による所有権移転登記
- ④住宅ローン完済による担保権抹消登記
- ⑤建物新築時の建物表題登記
- ⑥建物の増築、物置等の建築による建物表題変更登記
- ⑦建物の取壊しによる建物滅失登記
- ⑧地目の変更、合筆登記
- ⑧不動産売買契約書、賃貸借契約書等の各種契約書作成
- ⑩農地法の許可申請(農地以外への転用申請に必要な設計図面作成は含みません)
- ⑪太陽光発電設備設置等に伴う動産譲渡登記、債権譲渡登記
- ⑫相続手続に必要な戸籍等の収集、遺産分割協議書等の作成
- ⑬相続による不動産の名義変更、預貯金等の名義変更
- ⑭遺言書の作成サポート
- ⑮相続放棄手続に必要な書類作成、書類取得
- ⑮会社、法人の設立、役員変更、本店移転、増資等による変更
- ⑰離婚調停、訴状等の裁判所関係書類作成、簡易裁判所における訴訟代理
- ⑱成年後見、任意後見等の書類作成、後見人等への就任

